

子育て支援課



業務内容紹介



平成29年4月1日に知名認定こども園「すまいる」が開園し、先に開園した田皆認定こども園「きらきら」に合わせて町内の公立保育所並びに幼稚園の一元化が図られました。それに伴い、子ども子育てに係る事務事業を再編することにより業務のワンストップ化、子ども子育てに関係する保護者等の窓口を一本化し行政サービスの効率化を図ることを目的に、子育て支援課が新設されました。

子育て支援課では、子ども・子育てに関する保育をはじめ、保健、医療、福祉などの各分野を保健センターと連携しながら以下の業務を担当します。

● 保育園等

- ・ こども園・保育園入園業務
- ・ 一時預かり利用申請業務

※従来まで町民課で行っていた業務。

● 児童手当・子ども医療費等

- ・ 児童手当等業務
- ・ 子ども医療費等業務

※従来まで保健福祉課で行っていた業務。

● 施設利用申請等

- ・ 放課後児童クラブ案内 業務
- ・ 療育施設（ぽてと、のびのび、サラン）申請業務

※従来まで保健福祉課で行っていた業務。

● 母子保健衛生等

- ・ 保健師等によるこども園・保育園訪問、保健衛生業務
- ・ 療育相談業務
- ・ 児童島外療育等、ハイリスク妊産婦旅費助成業務
- ・ 児童虐待防止業務
- ・ 子育て広場業務

※主に保健センターと連携して行う業務。

問 子育て支援課

電話(84) 3170



場所は、耕地課向かいの別館になります。

● 各種子どもに関する手当・医療費の助成 ●

名称	対象	手当・助成(月額)
児童手当	中学校修了までの児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 0歳～3歳未満 15,000円 ・ 3歳以上～小学生 10,000円 (第3子以降は15,000円) ・ 中学生 10,000円 ・ 特例給付 5,000円
児童扶養手当	ひとり親及び父又は母が重度の障がいがある児童の母又は父、あるいは母又は父に代わってその児童を養育している方 ※所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全部支給 42,290円 ・ 一部支給 42,280円～9,980円 (第2子以降の加算あり)
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいのある児童を監護する父若しくは母又は父母以外の方 ※所得制限あり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1級(重度) 51,450円 ・ 2級(中度) 34,270円
障がい児福祉手当	精神又は身体に重度の障がいを有するため、日常生活において常時の介護を要する状態にある在宅の20歳未満の方 ※所得制限あり	・ 14,580円
子ども医療費助成	中学校修了までの児童を養育している方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 課税世帯 1月の自己負担額の総額から1,000円を控除した額 ・ 非課税世帯 自己負担額の全額
ひとり親医療費助成	母子・父子及び父母のいない児童	自己負担額の全額
寡婦及び寡夫医療費助成事業	寡婦・寡夫で独居世帯の方でかつ住民税非課税世帯の64歳までの方	1か月の自己負担額の総額から5,000円控除した額

● 出産祝い金 ●

3子目以降出産した母に対し支給します。
 3子目 … 50,000円 4子目 … 60,000円
 5子目 … 70,000円 6子目 … 80,000円
 7子目 … 90,000円 8子目以降 100,000円

● 病児・病後児保育 ●

児童が病気にかかり、集団保育・登校の許可がおりるまで一時的にお預かりします。
 ●対象児：保育所入所児から小学校3年生 ●事前登録が必要
 ●利用料：日額500円(おやつ代金は実費) ●実施場所：本部医院